

大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要項

大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

骨髄移植手術その他の理由により予防接種法（以下「法」といいます。）に基づき接種した定期の予防接種（以下「定期予防接種」といいます。）の予防効果が期待できないと医師に判断された者又はその保護者に対し、予防接種の再接種に要した費用を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防することを目的とします。

2 内容

助成対象予防接種	次の全てに該当するものをいいます。 1 法に規定するA類疾病に係るものであること。 2 予防接種実施規則の規定によるワクチンであること。 3 予防接種法施行規則第2条の10の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあってはそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあっては20歳に達するまでに接種されるものであること。
接種対象者	1 次の全てに該当するものをいいます。 (1) 骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。 (2) 予防接種の再接種を受ける日において町内に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されていること。 2 上記1にかかわらず、町長が特に適当と認めた者は、接種対象者とすることができます。
助成対象者	接種対象者又はその保護者とします。
助成対象経費	予防接種の再接種に要した費用について助成を行います。
交付金額	助成対象経費に相当する額を助成します。

3 交付手続

認定申請の方法	助成金の交付を受けようとする人は、大泉町特別の
---------	-------------------------

	理由による任意予防接種費用助成事業認定申請書（様式第 1 号）を接種対象者が予防接種の再接種を受ける前に、母子健康手帳等の骨髄移植手術その他の理由が生じる前の定期予防接種の履歴が確認できるものの写しを添えて申請してください。
助成対象事業の認定時期	提出された申請書類の審査を行い、助成の認定の可否を決定し、大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成事業認定（不認定）通知書（様式第 2 号）により通知します。
予防接種の再接種	接種対象者は、認定を受けた日から起算して 1 年以内に予防接種の再接種を受けるものとします。
交付申請の方法、時期等	助成金交付を受けようとする人は、接種対象者が認定を受けた予防接種（医学的な理由その他特別の事情により再接種を受かれなかった予防接種があるときは、当該予防接種を除きます。）の再接種を受けた日から起算して 1 月以内又は再接種を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第 3 号）に予防接種予診票（当該再接種の時に使用し、接種医及び保護者の署名等の必要事項が記載されているもの）の写しを添えて申請してください。
補助金の交付時期等	1 提出された申請書類の審査を行い、交付の可否を決定し、大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成事業認定（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により通知します。 2 上記 1 により交付決定をしたときは、交付決定の日から起算して 30 日以内に助成金を交付します。
その他	補助対象者は、大泉町補助金等に関する規則及びこの要項に記載の事項を遵守しなければなりません。

4 各種様式

申請書等の様式	1 大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成事業認定申請書（様式第 1 号） 2 大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成事業認定（不認定）通知書（様式第 2 号） 3 大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第 3 号） 4 大泉町特別の理由による任意予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）
---------	---

5 事業期間

期 間	令和 7 年 4 月 1 日から
-----	------------------

--	--

6 担当部署

大泉町健康づくり課 電話 0 2 7 6 (6 2) 2 1 2 1
--